

外交・安全保障調査研究事業費補助金 評価要綱

平成27年1月19日

外交・安全保障調査研究事業費補助金（発展型総合事業、総合事業及び調査研究事業）（以下「補助金」という。）の中間評価及び事後評価については、この評価要綱により行うものとする。

1 中間評価

(1) 中間評価の目的

ア 補助事業者が実施している事業（以下「補助事業」という。）の初年度の進捗状況を把握する。

イ 各補助事業について、次年度の事業継続に係る検討のための資料として中間評価結果を提供する。

(2) 中間評価の方法

ア 中間評価は、交付要綱に基づき補助事業者が外務大臣（以下「大臣」という。）に提出することとなっている補助事業実績報告書をもとに行うものとする。中間評価の透明性を確保するため、補助事業実績報告書は原則公表するものとする。補助事業者は、補助事業実績報告書の提出に際し、非公開部分がある場合には、当該部分を明示すること。

イ 中間評価は、外交・安全保障調査研究事業費補助金審査・評価委員会（以下「評価委員会」という。）において行うものとする。評価委員会は、書面審査、評価委員会の合議及び必要に応じて面接によって、中間評価を決定する。

ウ 評価委員会は、評価に当たり、以下(3)アの着目点の各要素に留意し、総合的な判断の上、(3)イの評価基準により、中間評価を確定する。

(3) 評価に当たっての着目点及び評価基準

ア 評価に当たっての着目点

(ア) 補助事業の進展状況

- 補助金の目的及び補助事業の目的・意義に照らして、着実に補助事業が進展しているか。
- 今後の補助事業推進上、問題となる点はないか。

(イ)補助事業の成果(ただし、各補助事業について該当する項目のみについて着目)

(基礎的情報収集・調査研究)

- 補助事業者の情報収集・調査分析能力がどのように強化されたか。
- 情報収集・調査分析の成果のHP上での公表等、しかるべき発信が実施できたか。

(諸外国シンクタンク・有識者との相互理解増進)

- 諸外国シンクタンク・有識者との意見交換や共同研究などが適切に実施されているか。
日本の立場や見解を諸外国カウンターパートに深く理解させることができているか。

(日本の主張の世界への発信と国際世論形成への参画)

- 国際社会への発信が積極的になされたか、また、その結果として国際社会世論形成に参画することができたか。

(国民の外交・安全保障問題に関する理解増進)

- 事業成果をわかりやすい形でインターネットなどを通じ一般公開しているか。
- 企業などに向けた情報提供サービスや幅広い国民が参加できるシンポジウムの開催等により、国民の外交・安全保障に関する理解増進に努めたか。また、その反響があったか。

(その他)

- 補助事業の目的・意義に照らし、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)

注1:発展型総合事業については、上述の5項目全てに着目することとする。

注2:総合事業については、「(その他)」を除く上述の4項目については、各補助事業に該当する項目のみ着目点とすることとする。

注3:調査研究事業については、(基礎的情報収集・調査研究)のみ着目することとする。

(ウ)補助事業実施体制

- (発展型総合事業)補助事業の遂行が組織自体の外交・安全保障政策に関する政策提言及び国際発信力を強化し、国際世論に影響力を行使する目的を達成するように行われたか。その際、優秀なシンクタンク人材の育成・確保がなされていたか。
- (総合事業及び調査研究事業)補助事業の遂行が円滑に行われたか。若手の有望な研究者の育成等工夫がなされていたか。

(エ)補助金の使用

- 補助金は効果的に使用されているか。

(オ)今後の補助事業の推進方策

- 補助金の目的、補助事業の目的・意義及びこれまでの成果に照らし、次年度の実施計

画・体制は適切なものとなっているか。

- 初年度の成果及び次年度の実施計画にかんがみ、事業を継続した場合の成果が、現実的かつ効果的なものであって外務省による外交政策の企画立案に資するものとなることが期待されるか。
- 次年度の実施計画が当初の計画から大幅な変更がなされている場合、その理由に合理性は認められるか。

イ 評価基準

A+：補助事業の目的・意義に照らして、期待以上の進展が認められる。

A：補助事業の目的・意義に照らして、期待どおりの進展が認められる。

A-：補助事業の目的・意義に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、一部に遅れが認められる。

B：補助事業の目的・意義に照らして十分な成果が得られているとは言い難く、次年度補助事業の実施に当たっては当初の計画の一部変更も検討すべきである。

C：補助事業の目的・意義に照らして、また、初年度事業の結果を踏まえると、継続的に事業を実施しても成果を見込むことが困難なため、次年度補助事業の中止を含めた各種是正措置をとることが適当である。

2 事後評価

(1) 事後評価の目的

対象となる補助事業の終了時の成果について評価を行う。

(2) 事後評価の方法

ア 交付要綱に基づき補助事業者が大臣に提出することとなっている補助事業実績報告書をもとに行うものとする。

イ 事後評価は、評価委員会において行うものとする。評価委員会は、書面審査、評価委員会の合議及び必要に応じて面接によって、事後評価を決定する。

ウ 評価委員会は、評価に当たり、以下(3)アの着目点の各要素に留意し、総合的な判断の上、(3)イの評価基準により、事後評価を確定する。

(3) 評価に当たっての着目点及び評価基準

ア 評価に当たっての着目点

(ア) 補助事業の目的の達成度

- 当初設定した補助事業の目的の達成の度合いはどうか。

- 補助事業推進時に生じた問題があった場合、これへの対応は適切であったか。

(イ)補助事業の成果(ただし、各補助事業について該当する項目のみについて着目)

(基礎的情報収集・調査研究)

- 補助事業者の情報収集・調査分析能力がどのように強化されたか。
- 情報収集・調査分析の成果のHP上での公表等、しかるべき発信が実施できたか。

(諸外国シンクタンク・有識者との相互理解増進)

- 諸外国シンクタンク・有識者との意見交換や共同研究などが適切に実施されていたか。
日本の立場や見解を諸外国カウンターパートに深く理解させることができていたか。

(日本の主張の世界への発信と国際世論形成への参画)

- 国際社会への発信が積極的になされたか。その結果として、国際社会世論形成に貢献することができたか。

(国民の外交・安全保障問題に関する理解増進)

- 事業成果をわかりやすい形でインターネットなどを通じ一般公開していたか。
- 企業などに向けた情報提供サービスや幅広い国民が参加できるシンポジウム等の開催等により、国民の外交・安全保障問題に関する理解増進に貢献することができたか。
また、その反響があったか。

(その他)

- 補助事業全体として、その目的・意義に照らして、十分な成果をあげたか

注1: 発展型総合事業については、上述の5項目全てに着目することとする。

注2: 総合事業については、「(その他)」を除く上述の4項目については、各補助事業に該当する項目のみ着目点とすることとする。

注3: 調査研究事業については、(基礎的情報収集・調査研究)のみ着目するものとする。

(ウ)補助事業実施体制

- (発展型総合事業)補助事業の遂行が組織自体の外交・安全保障政策に関する政策提言及び国際発信力を強化し、国際世論に影響力を行使する目的を達成するように行われたか。その際、優秀なシンクタンク人材の育成・確保がなされていたか。
- (総合事業及び調査研究事業)補助事業の遂行が円滑に行われたか。若手の有望な研究者の育成等工夫がなされていたか。

(エ)補助金の使用

- 補助金は効果的に使用されていたか。

(オ)外務省の外交政策企画立案への貢献度

- 事業の成果が、外務省による外交政策企画立案に貢献するようなものになっているか。

イ 評価基準

A+ : 補助事業の当初の目的に照らして、期待以上の成果があった。

A : 補助事業の当初の目的に照らして、期待どおりの成果があった。

A- : 補助事業の当初の目的に照らして、概ね期待どおりの成果があった。

B : 補助事業の当初の目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった。

C : 十分な成果があったとは言い難い。

(了)